



令和7年度版

高齢者福祉事業のあらまし

(令和7年4月1日現在)



上尾市 健康福祉部 高齢介護課

高齢者福祉担当

775-5124 (直通)

地域支援担当

775-4190 (直通)

FAX

776-8872

市では、介護保険以外に次の高齢者サービスを行っています

在宅生活の支援・・・2 ページ

- ・緊急通報システム
- ・配食サービス
- ・徘徊高齢者等探索サービス
- ・日常生活用具給付
- ・住替家賃助成
- ・市長申立てによる成年後見制度
- ・緊急医療情報キット

要介護4・5の人への支援・・・7 ページ

- ・要介護高齢者介護者慰労金
- ・要介護高齢者手当
- ・要介護高齢者紙おむつ給付

健康で楽しい生活のために・・・9 ページ

- ・老人福祉センターことぶき荘
- ・いきいきクラブ
- ・だんらの家
- ・上尾市あんしん証
- ・埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）
- ・アッピー元気カード
- ・ヘルプカード、ヘルプマーク、介護マーク
- ・金婚及びダイヤモンド婚事業
- ・敬老祝金

養護老人ホーム・・・15 ページ

- ・「恵和園」

成年後見制度とは・・・16 ページ

高齢者に関する相談窓口・・・17 ページ

- ・上尾市地域包括支援センター

【在宅生活の支援】

○配食サービス
○徘徊高齢者等探索サービス
○緊急通報システム
○日常生活用具給付
○住替家賃助成
○成年後見制度
○緊急医療情報キット

配食サービス ～食生活の不安を解消できます～

高齢者や食事の支度が困難な人に対し、栄養バランスのとれた食事をご自宅まで届けます。



- 対象者 市内に住所があり、食事の支度が困難な高齢者や障害者
- サービスの特徴
 - ・上尾市が指定した「あげお配食サービス協力店」の中から、希望に合ったサービスを提供する店を選択して利用できます。
 - ・栄養士が健康に配慮して献立を考え、栄養バランスのとれた食事を届けます。
- 利用料 選択した協力店ごとに異なります。
- 申し込み・問い合わせ
 - ・電話またはFAXで直接協力店にご連絡ください。
 - ・協力店一覧は「あげお配食サービス（パンフレット）」を参照してください。
 - ・「あげお配食サービス（パンフレット）」は、高齢介護課、障害福祉課、生活支援課、各支所・出張所、各公民館、各地域包括支援センターに置いてあります。

徘徊高齢者等探索サービス^{はいかい} ～徘徊高齢者の居場所を確認できます～

徘徊する高齢者を在宅で介護している人に、居場所を探せる端末機をお貸します。

- 対象者
市内に住所があり、次の要件のいずれかに該当する人を在宅で介護している人
 - (1) 65歳以上で、認知症による徘徊行動のある人
 - (2) 初老期における認知症を有し、機器の必要性が特に認められる人
- サービスの内容
徘徊高齢者探索端末機を貸し出します。徘徊行動により高齢者の所在が不明になった時、端末機を身につけていることでオペレーションセンターに電話で問い合わせもしくはインターネット上で所在の確認ができます。
- 利用料 月額121円（税込）
※電話で位置情報を問い合わせた場合、220円（税込）がかかります。
- 問い合わせ 地域包括支援センター TEL 17ページ参照
高齢者福祉担当 TEL 775-5124



緊急通報システム～緊急時にボタンで救急車の出動要請ができます～

在宅で病気の発作などが起きた場合に、ボタンを押すだけで緊急通報センターにつながる端末機をお貸しします。状況に応じてセンターから消防署に 119 番通報します。

●対象者

市内に住所があり、次の要件のいずれかに該当する人

- (1) おおむね 65 歳以上で、日常生活を営む上で常時注意を要する人
- (2) 外出困難な在宅の重度身体障害者

●サービスの内容

- ・緊急通報システム機器の貸し出し
固定電話に備え付ける機器とペンダント型の通報ボタンを貸し出します。
※固定電話をお持ちでない人向けの機器もあります。
- ・緊急出動要請
緊急ボタンを押すことで緊急通報センターと通話ができ、状況に応じて救急車の出動を要請します。
- ・健康相談
看護師等が生活や健康面での相談を受け付け、適切なアドバイスをを行います。
- ・現場急行（駆け付けサービス）
緊急通報時に緊急通報要請とともに、ガードマンが駆け付けます。
- ・ライフリズム監視サービス（オプションサービス）
トイレ扉の上部に開閉を感知するセンサーを取り付け、24 時間反応がないとガードマンが駆け付けます。

●使用料（令和 7 年 4 月 1 日時点）

- ・基本型：月額 605 円（税込）
- ・駆け付けサービス付き：月額 1,650 円（税込）
※ただし、世帯の構成員全ての前年の所得（1 月から 7 月までの分は前々年の所得）に係る市民税が非課税のときは無料。
※回線基本料、通話料、電気代は自己負担
※固定電話をお持ちでない人は、回線使用料として月額 990 円（税込）
※オプションサービス利用者は、利用料として月額 330 円（税込）

コメントの追加 [31]: 日付を令和 6 年から令和 7 年に修正しました



プラン		プラン A 回線型	プラン B 回線型＋ オプション	プラン C 回線不要型＋ オプション
固定電話		有	有	無
基本サービス		緊急出動要請 健康相談 緊急連絡先への連絡 ペンダント型通報ボタンの貸与		
事業者独自の サービス	現場急行	×	○	○
	鍵の預かり	×	○	○
	ライフリズム監視サービス (オプションサービス)	×	(○)	(○)
月額利用料 (税込)	機器使用料 市民税非課税世帯は無料	605 円	1,650 円	1,650 円
	回線使用料	×	×	990 円
	ライフリズム監視サービス (オプションサービス)	×	(330 円)	(330 円)
事業者		(株) エース	ALSOK	

コメントの追加 [34]: (※)を削除しました

コメントの追加 [32]: 市民税か

コメントの追加 [23R2]: 表現を「市民税」に統一した

●問い合わせ

地域包括支援センター TEL 17 ページ参照

高齢者福祉担当 TEL 775-5124

日常生活用具給付 ～電磁調理器などの生活用具を給付します～

在宅で過ごしている要介護高齢者や一人暮らしの人に日常生活用具を1種目につき1世帯1個まで給付します。

●日常生活用具の種類

- ・火災警報器 屋内の火災を煙又は熱により感知し、音または光を発するもの。
- ・自動消火器 室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火するもの。
- ・電磁調理器 高齢者が容易に使用できるIH調理器。

●給付の要件

・火災警報器 ・自動消火器	市内に住所を有するおおむね65歳以上で、世帯の構成員全ての前年の所得（1月から7月までの分は前々年の所得）に係る市民税が非課税の人	在宅の要介護4・5の人または一人暮らしの人
・電磁調理器		心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な一人暮らしの人

※いずれも申請内容等を審査の上、給付を決定します。また、その費用が基準額を超えた額は、自己負担となります。

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124



住替家賃助成 ～転居を余儀なくされたとき家賃を助成します～

住んでいる民間賃貸住宅の取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯が、他の民間賃貸住宅へ転居した場合に、その後の家賃の一部を1年間助成します。

●対象者

居住する住宅の取り壊しにより立ち退きを求められている世帯で、次の要件をいずれも満たしている世帯

- (1) 65歳以上の一人暮らし世帯または65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成された世帯
- (2) 市内に引き続き1年以上居住している世帯
- (3) 世帯の構成員全ての前年の所得（1月から7月までの分は前々年の所得）に係る市民税が非課税の世帯
- (4) 生活保護を受けていない世帯
- (5) 市内の民間賃貸住宅へ転居する世帯

コメントの追加 [45]: 市町村民税⇒市民税に変更しました。

●助成金額

転居後の家賃が転居前の家賃より高くなる場合に、月額1万円を上限としてその差額を助成します。

※立ち退き後の申請受付ができないため、立ち退き請求があった際にご相談ください。

●問い合わせ 高齢者福祉担当 TEL 775-5124

市長申立てによる成年後見制度

～認知症高齢者の暮らしと財産を守る制度です～

成年後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判などを申し立てる必要があります。この申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官などと、市区町村長です。

市では、本人や親族が申し立てできない場合に、市長が申立てを行うことができる制度を設けています。

●問い合わせ

地域包括支援センター TEL 17 ページ参照
地域支援担当 TEL 775-4190

※成年後見制度について、詳しくは 16 ページをご覧ください。

緊急医療情報キット

～緊急医療情報キットの配布をします～

医療情報などを記入した用紙を筒状の容器に入れて冷蔵庫で保管し、万一の災害や急病といった緊急時に役立てるものです。

●対象者

市内に住所がある 65 歳以上で、配布を希望する人
※一世帯につき一個の配布となります。

●申し込み

本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）を持参して、高齢介護課（市役所 2 階 6 番窓口）へお越しください。
※各消防署・分署、各支所・出張所でも受け付けています。

コメントの追加 [46]: 健康保険証、を削除で統一。

●問い合わせ

消防本部警防課 TEL 775-1312
高齢者福祉担当 TEL 775-5124



【要介護4・5の人への支援】

- 要介護高齢者介護者慰労金
- 要介護高齢者手当
- 紙おむつ給付事業

要介護高齢者介護者慰労金

在宅の高齢者を、同居して常時介護している家族に、申請した月から慰労金を支給します。

- 対象者 市内に住所がある下記要件をすべて満たした高齢者と同居し、常時介護している人
 - (1) 65歳以上
 - (2) 介護保険の認定が「要介護4」、または、「要介護5」
 - (3) 施設に入所していない、または、医療機関に入院していない
 - (4) 要介護高齢者手当の支給を受けていない
- 支給額 月額10,000円（年間最大12万円）
- 支給時期 年3回（8・12・4月に前月までの4カ月分を支給）
- 問い合わせ 高齢者福祉担当 TEL 775-5124

要介護高齢者手当

在宅で介護されている高齢者に、申請した月から手当を支給します。

- 対象者 市内に住所があり、次の要件をすべて満たす人
 - (1) 65歳以上
 - (2) 介護保険の認定が「要介護4」、または、「要介護5」の人
 - (3) 施設に入所していない、または、医療機関に入院していない
 - (4) 世帯の構成員全ての前年の所得（1月から7月までの分は前々年の所得）に係る市民税が非課税
 - (5) 家族が要介護高齢者介護者慰労金の支給を受けていない
- 支給額 月額10,000円（年間最大12万円）
- 支給時期 年3回（8・12・4月に前月までの4カ月分を支給）
- 問い合わせ 高齢者福祉担当 TEL 775-5124



紙おむつ給付

在宅の要介護高齢者などで紙おむつを使用している人に、紙おむつ券（1 か月につき1 枚、1 枚あたり4, 6 9 0 円）を交付し、給付方法①、②のいずれかの方法で紙おむつを給付します。

●対象者 市内に住所があり、次の要件をすべて満たす人

- （1）6 5 歳以上
- （2）介護保険の認定が「要介護4」、または、「要介護5」の人
- （3）施設に入所していない、または、医療機関に入院していない
- （4）世帯の構成員の全ての前年の所得（1 月から7 月までの分は前々年の所得）に係る市民税が非課税

コメントの追加 [37]: 表現統一のため市民税に変更か

コメントの追加 [28R7]: 表現を「市民税」に統一した

●給付対象商品

紙おむつ（テープ止めタイプ、パンツタイプ、フラットタイプ、パッドタイプ）、おしりふき、使い捨て手袋

●給付方法

①、②いずれかの方法を選択できます。

①【指定薬局で紙おむつ券と交換】

市が指定する薬局・薬店で紙おむつ券（一枚につき4, 6 9 0 円相当）と紙おむつを交換する。

②【償還払い】

指定薬局・薬店以外で紙おむつを購入した時の領収書またはレシートを添付して申請し、購入代金が後日指定口座に振り込まれます。
（1 か月の上限額は、4, 6 9 0 円です）

●問い合わせ 高齢者福祉担当 TEL 7 7 5 - 5 1 2 4



【健康で楽しい生活のために】

- 老人福祉センター ことぶき荘
- いきいきクラブ
- だんらんの家
- 上尾市あんしん証
- おもいやり駐車場
- アッピー元気カード
- ヘルプカード
- ヘルプマーク
- 金婚及びダイヤモンド婚事業
- 敬老祝金

老人福祉センター ことぶき荘

ことぶき荘は、健康相談や健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどにより、地域の高齢者が健康で明るい生活を送っていただくための施設です。

- 対象者 市内在住の60歳以上の高齢者（免許証、保険証など本人が所有するもの（免許証、保険証など本人が所有するもの）を提示してください）
 - 休館日 令和6年3月4日から令和8年3月31日（予定）まで
総合福祉センター大規模改造工事に伴い休館しています。
 - 開館時間 9時30分～16時
 - 利用料 60歳以上の市内居住者 無料
60歳未満の市内居住者 200円
市外居住者 1,000円
 - 所在地 上尾市（福祉センター内）
- 生活・健康相談、各種教室を開催。
- 詳細は社会福祉協議会（TEL：776-2265）へ



- 問い合わせ ことぶき荘 776-2265
高齢者福祉担当 TEL 776-5124

いきいきクラブ

スポーツやレクリエーション、趣味活動、ボランティア、地域活動を通し、新しい仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを図っている、自治会・町内会等を単位として活動している自主的組織です。

- 対象者 おおむね60歳以上の人
- 活動内容 グラウンドゴルフ、ペタンク、手芸、踊り、カラオケ、囲碁・将棋などの趣味活動をはじめ、地域清掃や募金活動といったボランティア活動など、各クラブが独自に様々な活動を行っています。
- 問い合わせ 市いきいきクラブ連合会事務局（高齢者福祉担当）
TEL 775-5124



だんらの家

健康維持と介護予防を目的として、自治会・町内会等が主体となって地区集会所などを開放し、高齢者同士が気軽に集い交流を行っています。

- 対象者 居住の自治会・町内会等内のおおむね60歳以上の人
- 問い合わせ 各自治会・町内会長等
高齢者福祉担当 TEL 775-5124



コメントの追加 [49]: 「老人」を削除しました。

上尾市あんしん証

60歳以上の人に、シニア料金を設定している施設や外出時の緊急連絡用カードとして利用できる、手軽で安心して持ち歩ける本人確認証を無料で発行します。
※銀行などの証明には利用できません。

●対象者 市内に住所がある60歳以上の人

●お持ちいただく物

①本人を確認できるもの

介護保険証、マイナンバーカード、運転免許証など

②顔写真2枚（ご自身で用意する場合）

【6か月以内に撮影した正面、脱帽、無背景の写真で大きさ縦3cm横2.4cm】

※顔写真は申請時に職員が撮影した写真を使用することもできます。

●申請の窓口 高齢介護課の窓口でご本人が申請してください。
※支所・出張所では受け付けできません。

●受け取り

発行まで2週間程度かかります。

受け取りは、高齢介護課の窓口、または郵送となります。

郵送を希望する場合は、普通郵便となりますので、

申請の際に郵便切手（110円）をお持ちください。

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124



コメントの追加 [410]: 「健康保険証、」を削除しました。

コメントの追加 [411]: 簡易書留⇒普通郵便に変更しました。

コメントの追加 [412]: 434円⇒110円に変更しました。

埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

●対象者 介護保険の認定が要介護1以上の人、障害のある人や妊産婦の人など
※それぞれ条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

●交付窓口 高齢者等 高齢介護課（本庁舎2階）
上記以外 障害福祉課（本庁舎2階）

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124

埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

TEL 048-830-3223



アッピー元気カード

ステッカーが掲示されている協力店舗等でカードを提示すると、優待サービスが受けられます。

●対象者

市内に住所がある65歳以上の人

●申し込み

本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど）
を持参して、高齢介護課（市役所2階6番窓口）にお越しください。

※各支所・出張所でも受け付けています。

●優待内容（一部抜粋）

- ・1,000円以上お買い上げの方に5%割引
- ・食後のアイスサービス
- ・店内飲食10%割引（出前・テイクアウトは除外）
- ・ミニプレゼント
- ・昼のみ500円以上お食事の方にソフトドリンク（300円以下の）1杯サービス
- ・ドリンク1本進呈
- ・お買い上げの方にノベルティ文具進呈
- ・デザートサービス
- ・ポイント進呈
- ・フレイル予防 パーソナルトレーニング 500円引き

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124



ヘルプカード

高齢者や障害のある人（難病患者を含む）などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。

●受取場所

高齢介護課、障害福祉課、危機管理防災課の窓口、または各支所・出張所。
上尾市ホームページからでもダウンロードできます。
※「上尾市 ヘルプカード」で検索してください。

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成したマークです。

●受取場所

高齢介護課、障害福祉課、健康増進課（健康保健センター）、こども家庭保健課、こども保健センター、こども発達センターの窓口

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124



コメントの追加 [213]: 組織編成のため、名称の変更をした。

介護マーク

認知症の人や障がいのある人の介護をする人が、介護中であることを周囲に理解していただくために静岡県で考案されたマークです。

●受取場所

高齢介護課、障害福祉課、健康増進課（健康保健センター）、保険年金課、上尾市地域包括支援センターの窓口

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL 775-5124



コメントの追加 [214]: 組織編成のため、名称の変更をした。

金婚及びダイヤモンド婚事業

結婚後５０年および６０年を迎えるご夫婦を祝福し、記念品を贈呈します。

※令和２年度から令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、式典は中止し顕彰状・記念品等を配送。

●対象者

令和７年４月１日から届出書提出日まで、夫婦とも引き続き市内に住所を有する人

- ・金婚 昭和５０年中に結婚した夫婦
- ・ダイヤモンド婚 昭和４０年中に結婚した夫婦

●申し込み

実施日と申し込み方法は７月以降の『広報あげお』に掲載します。

●問い合わせ 高齢者福祉担当 TEL ７７５－５１２４



敬老祝金

市内に住所を有する高齢者に、敬老の日前後に敬老祝金を贈呈します。

●対象者

令和７年８月３１日現在、上尾市に引き続き１年以上住民登録がある次の年齢の人

●贈呈額

- ・７７歳 ５,０００円
- ・８８歳 １０,０００円
- ・９９歳 １０,０００円
- ・１００歳 ５０,０００円
- ・市内最高齢者 ３０,０００円
(男女１人ずつ)

●贈呈方法

９月に民生委員がお届けします。

※１０月以降に市から贈呈する場合があります。

●問い合わせ

高齢者福祉担当 TEL ７７５－５１２４



【養護老人ホーム】

○恵和園

【成年後見制度とは】

【高齢者に関する相談窓口】

○上尾市地域包括支援センター

養護老人ホーム恵和園

市内在住の高齢者（原則65歳以上）で、環境上の理由および経済的な理由により居宅での生活が困難な人が入所する施設です。

掃除・洗濯・入浴など基本的な生活が自立している人が対象です。（※）

●環境上の理由については、次の全てに該当すること。

- （1）入院加療を要する病態でないこと。
- （2）家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅において生活することが困難であること。

●経済的な理由については、次のいずれかに該当すること。

- （1）当該高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- （2）当該高齢者およびその人の生計を維持している人が、市民税所得割が非課税であること。
- （3）災害その他の事情により、当該高齢者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

●本人の収入、扶養義務者の所得に応じて自己負担があります。

●入所が必要かどうか入所判定会での書類審査があります（年2回程度）。

●恵和園以外の「養護老人ホーム」に入所希望の場合もご相談ください。

●問い合わせ 地域支援担当 TEL 775-4190

※ 介護が必要な人の施設（介護保険施設）についての問い合わせ
介護認定担当 TEL 775-5126



成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。裁判所の審判による法定後見と本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく任意後見があります。

◇法定後見制度の概要◇

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等と市町村長(注1)		
成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法 13 条 1 項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人などに与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲と
(注3) することができます。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

任意後見制度とは

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもとに行います。

●問い合わせ

上尾市成年後見センター TEL 7 0 0 - 7 0 3 6
さいたま家庭裁判所 (後見センター) TEL 8 6 3 - 8 8 1 6
埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター TEL 8 2 2 - 1 2 0 4
各公証役場 (大宮公証センター TEL 6 4 2 - 4 3 5 5)



上尾市地域包括支援センター ～あなたの地区の相談窓口～

高齢者の総合的な支援のために、拠点施設として市内10カ所の地域包括支援センターに業務を委託しています。元気な人から介護の必要な人まで、高齢者の相談にあたります。

●職 員

①保健師 ②社会福祉士 ③主任ケアマネジャー

●サービスの内容

①介護予防プランの作成

②総合相談

(介護保険に関する相談、在宅介護の相談・指導、各種サービスの紹介、サービス利用手続支援)

③権利擁護、虐待の早期発見・防止

④地域のケアマネジャーの支援

⑤介護予防普及啓発や介護予防ボランティア、組織の育成および支援、家族介護支援など

⑥認知症対策や虐待防止のためのネットワークづくり

●日常生活圏域と地域包括支援センター所在地および担当町(字)名

地域包括支援センター	所 在 地	担当町(字) 名
①上尾東地域包括支援センター ☎ 778-4800	平塚 2141 (しののめ内)	緑丘・上町・本町・原新町・上尾宿・ 上尾村・二ツ宮・平塚
②上尾西地域包括支援センター ☎ 778-2711	柏座 1-10-3-15 101号室 (上尾中央総合病院付近)	春日・柏座・谷津・富士見
③上尾南地域包括支援センター ☎ 777-3301	仲町 1-8-32 (藤村病院隣接)	宮本町・仲町・愛宕・栄町・日の出・ 東町・上尾下
④平方地域包括支援センター ☎ 726-6504	上野 567 (あけぼの内)	平方・上野・平方領々家・上野本郷・ 西貝塚・西上尾第二団地
⑤原市南地域包括支援センター ☎ 720-2502	瓦葺 2143-2 (葺きの里内)	原市の一部(七区、八区)・瓦葺・ 尾山台団地
⑥原市北地域包括支援センター ☎ 720-0022	原市 3221-4 ワタナベビル 1階B号(原市団地北側)	原市の一部(七区、八区を除く)・五番 町・原市中・原市北・原市団地
⑦大石東地域包括支援センター ☎ 777-4201	浅間台 2-17-1 (パストーン浅間台内)	中妻・浅間台・弁財・井戸木・泉台・ 小泉・今泉の一部(三井住宅)
⑧大石西地域包括支援センター ☎ 789-5077	藤波 3-265-1 (エルサ上尾内)	中分・藤波・小敷谷(西上尾第二団地を 除く)・畔吉・領家・今泉の一部(三井 サニータウン)・西上尾第一団地
⑨上平地域包括支援センター ☎ 778-5132	西門前 727-3 (あげお愛友の里付近)	上・久保・西門前・南・菅谷・須ヶ谷・ 錦町・上平中央
⑩大谷地域包括支援センター ☎ 780-6363	地頭方 420-8 (上尾中央第二病院付近)	地頭方・老丁目(東・西・南・北)・今 泉(三井住宅、三井サニータウンを除 く)・向山・大谷本郷・堤崎・中新井・ 戸崎・川・西宮下

